

『令和2年9月18日開催』

総務常任委員会  
委員長報告

【令和2年9月定例会】

委員長 奥 富 精 一

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第2款「総務費」及び歳入の部、第16款「国庫支出金」第2項「国庫補助金」第1目並びに第21款「繰越金」を一括議題といたしましたところ、戸籍住民基本台帳費にかかわり、住民基本台帳システム等の改修が必要となった理由について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第100号「川口市立かわぐち市民パートナーズステーション設置及び管理条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、分館の閉館に伴う盛人大学事業への影響について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第104号「工事請負契約の締結について（仲町保育所（仮称横曽根保育所）改築工事）」及び議案第105号「工事請負契約の締結について（川口市立高等学校第2校地グラウンド整備工事）」の以上2議案を一括議題といたしましたところ、入札の参加資格について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第106号「財産の取得について（小中学校GIGAスクール用端末）」を議題といたしましたところ、入札に係る業種の登録業者数について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

最後に、議案第107号「訴えの提起について（支払督促の申立て）」及び議案第108号「訴えの提起について（差押債権の取立て）」の以上2議案を一括議題といたしましたところ、訴えの提起に至る経緯について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、納税相談が後を絶たない現状のなか、市としてどのように関わっていくべきなのか、今後、改善していく必要がある。滞納世帯の生活を壊すことのないよう、市として親切丁寧な納税相談、関係機関との連携、そして、滞納者の生活再建に向けた支援を行うよう要望し賛成するとの意見。

また、本来ならば、埋もれてしまいかねない過払金の返還債権を本市が見つけ出し、滞納者が払い過ぎた利息分である過払金債権を市税滞納額に充てることは至極当然のことであり、これにより、滞納がより解決に向かうのであれば、何ら問題はない。このような差押えや訴訟をすることにより、滞納者自身に不利益が及ぶものではないことから賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。